

諸外国の保育（幼児教育）制度に関する研究

研究第 5 部

網野武博

研究第 5 部

望月・武子

共同研究者

日名子 太 郎

(玉川大学)

岡田正章

(明星大學)

鈴木政次郎

(厚生省児童家庭局)

I 且 的

わが国の児童福祉の体系に基づく保育制度のあり方については、近年の急激な社会変動を通じて、現在あらたに検討すべき課題が示されつつあり、また保育制度と教育制度とが併行してすすめられている中で、乳幼児の保育及び幼児の教育（以下「保育・教育」と略）に関する調和のとれた対応が望まれている。

このため、さまざまな背景・理念のもとにすすめられている諸外国の保育・教育制度を比較検討し、その相違点および類似点・共通点を明確にすることによって、わが国における今後の保育・教育制度の望ましいあり方を検討する素材とする。

II 方 法

昭和51年度においては、国際的動向の概観ならびに主として欧米諸国における保育・教育制度の文献収集・分析により次のとおり、比較研究を行った。

1. 研究对象国

アメリカ、イギリス、フランス、スウェーデン、ソ連、ハンガリーの6か国

2. 主な研究項目

(1) 保育・教育にかかわるディ・ケアに関する国際的動向の概観

(2) 上記6か国の保育・教育制度の体系

(3) 関連する社会・経済的諸条件

三、考 察

1. 主要な動向とその背景

育) 制度に関する研究

網野武博
望月武子

日名子 太 郎 (玉 川 大 学)

岡田正章 (明星大学)

鈴木 政次郎 (厚生省児童家庭局)

で、マニフェストのなかで政策化する市民教育の姿が中国（表1）と日本（表2）にそれぞれ異なる点がある。その背景には、政治・経済・社会的条件、あるいは保育・教育の理念やその基盤に異なる諸相がみられるのは当然であるが、これらの国々の動向ならびに、WHO、UNESCOなどの国際的動向の概観を通して、共通に指摘されることは、保育・教育へのニーズが増大していること、その背景として、次の点があげられることである。

① 幼児期の発達の促進

情緒的、知的、社会的発達や望ましい身体的発育を保障するために幼児期における家庭外の刺激に富んだ環境が必要不可欠であることが発達研究を中心として強調されてきている。年齢的に、3歳未満の乳幼児に対する集団保育の適否については現在共通の見解はないが、少なくとも3歳以上の時期における社会化の過程の重要性については異論はない。

② 就学前教育の機会均等

家庭教育的延長として、親や家庭の社会・経済・文化的条件（貧富、地位、児童観・教育観など）による差の影響を幼少期から受けることのないよう、また幼児期の保健や栄養面での望ましい水準を維持するために、幼児の教育権を保障し、幼児教育の機会均等をはかることが、とくに1960年代以降強調されつつある。

③ 婦人労働力の確保

工業化社会、都市化社会が国際的にも進行している趨勢の中で、婦人労働力が求められている。一方では、質的に専門職をもつ女性の分野が増大し、他方では、量的にフルタイム、パートタイムの家庭婦人労働力が流動的ではあるが求められており、これらのことから派生する問題として、働く母親をもつ児童とくに幼児の日中の保育のニーズが増大している。

2. 保育・教育の意義

保育・教育へのニーズの増大は、幼児のディ・ケアーの機会を必然的に増大させている。今日では、とくに3歳以上の幼児に対する保育・教育は、上述のニーズのうち、①児童の発達促進、②教育の普及という観点からその重要性を増しつつあるといえよう。

一方、主に3歳未満の乳幼児の施設保育については、今回対象となった6か国のうち4か国に、消極的乃至否定的な傾向がみられる。すなわち、この時期においては、何よりも家庭養育を最優先し(註1)、あるいは乳幼児期すべてにおいて家庭的保育を優先する(註2)考え方が示されている。

従来から国際連合はディ・ケアーに関して、「児童が家庭における正常なケアを補完すべき環境にある時に、日中のある部分児童をその家庭から離してケアするための組織されたサービス」と定義しているが、家庭養育を絶対的な基盤としているこの考え方は、今日においても乳幼児の保育に関し一定の意義をもっているといえよう。しかしながら、幼児期における保育・教育の機能は、家庭養育を補うばかりではなく、それ自身のもつ独自の、積極的機能をもつ。その社会的意義も今日高く評価されつつある。

註1：アメリカでは、3歳未満児の入所を原則として認めない州が多い。

ハンガリーでは、児童が3歳になるまでは、母親が家庭で養育するための経済的援助などを積極的にやっている。

註2：フランスでは「託児家庭」制度を強化し、イギリスでは保育所よりも「チャイルド・マインダー」の、アメリカでは「ファミリー・ディ・ケア・ホーム」などの普及に努めている。

今回対象とした6か国の保育・教育制度の体系は第I図のとおりである。

3. 保育・教育制度の型(第1図-1.3)

各国の主要な保育・教育制度は国の行政上の所管、対象となる児童およびその年齢によって次のように大別される。

(1) 所管分離型

行政所管は、保健・福祉省系統および教育省系統に区分されている。これはさらに次の二つの型に分けることができる。

(1)-i 所管分離・年齢区分型

対象にかかわらず低年齢乳幼児は保健・福祉省系統が、高年齢幼児は教育省系統が担当する。これには、フランス、ハンガリーが該当する。

(1)-ii 所管分離・対象区分型

年齢にかかわらず、要保育乳幼児は保健・福祉省系統が、幼児教育は教育省系統が担当する。これにはイギリス(連合王国以下同じ)が該当する。また日本の場合もこの型に該当する。

(2) 単一所管型

保健・福祉・教育行政の所管が単一省庁に属する。これにはアメリカ(合衆国以下同じ)が該当する。そのシステムは、年齢にかかわらず、対象によって区分される。したがって、単一所管・対象区分型といえる。

(3) 所管統合型

保健・福祉省系統あるいは教育省系統のいずれかが、保育・教育の所管を統合して担当する。したがって、これを次の二つの型に分けることができる。

(3)-i 保健・福祉省担当型

これにはスウェーデンが該当する。

(3)-ii 教育省担当型

これにはソ連が該当する。

以上のことから示されているように、日本のような所管分離・対象区分型が必ずしも一般的であるとはいえない。むしろ近年は、就学前の保健、福祉、教育の各施策は分離・競合よりも統合が望ましいという意見は国際的にも多く出されている。この先例であるソ連は、1959年以後、保育所と幼稚園を統合化し、これを文部省が所管しているが、実態上は、保育・幼稚園以外に、旧来の保育所、幼稚園は多く残されている。最近ではスウェーデンが1973年の就学前教育法の改正により、すべてプレ・スクールの総称の下、保健・福祉省が所管する制度に移行しつつある。

また、他の諸国においては、例えばイギリスにおいては、1966年の中央教育審議会答申(ブラウデン報告「児童と初等学校」)の中で、3歳以上の幼児の所管を保健・社会保障省から教育科学省へ移管統合するよう勧告がなされており、また、フランスでは逆に文部省から保健省に移管統合すべき、という意見が強く出されている。しかし、これらの意見には反対も多く、未だ検討中の段階にある。

4. 保育・教育施設の種類(第1図-2)

日本の保育所性格をもつものは、Day-nursery, Crècheと呼ばれるものが多く、日本の幼稚園性格をもつものは、Kinder-garten, Pre-school, Nursery school, École maternelle など多様な名称がある。

統合された施設では、Day care (Child care) center 的名称が多いが、今回対象としたスウェーデンでは総称してプレ・スクールと呼び、ソ連では、保育・幼稚園

第I図 保育・教育制度の体系

1. 保育・教育制度の型と国名	2. 保育・教育施設の種類の年齢（時）	3. 所轄管庁	4. 対象と年齢	5. 保育形態	6. 設置・運営の主体
所管型	フランス 托児所 (Crèche) 母親学校 (Ecole maternelle) 私立幼稚園 幼児学校	●保健・福祉省 ○教育省 ⊕単一省庁	●要保育 ○要保育 □幼児教育 ●要保育児のみ ●要保育児優先 ■義務教育 ■準義務教育	●24時間開設 ○全日制 △半日制	○私立のみ ◎公立・私立 ●公立のみ
分型	ハンガリー 托児所 (Crèche) プレ・スクール	●保健省 ○文化省	●2か月～2歳未満 ◎、□ 2歳～5歳未満 ■ 5歳児	●(寄宿制) ○午前午後各3時間 ○土曜半日、木曜休日	◎公立が82% (1972年) ●人口2000人以上の市町村は住民の要求がある場合義務設置 (○私立幼稚園)
離型	イギリス (連合王国) 保育所 私設保育施設 チャイルド・マインダー 私設プレイ・グループ ナースリー・スクール ナースリー・クラス インフアント・スクール	●保健・社会保障省 ○教育科学省	●就学前乳幼児 □、◎ 2歳～就学前 □、◎ 3歳～就学前 ■ 5.6歳の就学児	○(週5日制) △(週5日制) 年間40週	(保育所) ◎私立が多い (ナースリー・スクール、ナースリー・クラス) ◎公立が84% (1971年)
単一型	アメリカ (合衆国) 保育所 プブリーク・プレ・スクール プブリーク・プレ・センター ナースリー・スクール 幼稚園	⊕保健・教育・福祉省	◎主として3歳以上の就学前児 □、◎ 3歳～就学前 □ 4歳～就学前	○ △(週3.4日制) △	(保育所) ◎独立した施設は少なく、セツルメントの家、教会、社会センターなどに設けられている。 ◎私立が69% (1972年) ●人口2500人以上の小中学校に附設される。公立84% (1972年)
所管統合型	スウェーデン プレイ・スクール	●保健福祉省 (1973年以後、保育所、幼児学校、幼稚園を統合しつづける。)	◎、□ 6か月～6歳未満 ■ 6歳児	○(6歳児は原則として3時間保育)	1975年から各市町村に公立プレイ・スクール半日制グループの設置が義務づけられた。
所管統合型	ソ連 保育・幼稚園 (Ясли-сад)	○文部省 (1959年以後、保育所、幼稚園を統合しつづける。)	◎、□ 2か月～就学前	○(夏期休暇75日) ●(24時間保育のほか1週間保育など)	◎公立が63% (1975年) ◎私立が59% (1975年)
所管分型	日本 保育所 幼稚園	●厚生省 ○文部省	●就学前乳幼児 □ 3歳～就学前	○ △	◎公立が63% (1975年) ◎私立が59% (1975年)

(注) 図例 … 日本の保育所と同様、□ … 日本の幼稚園と同様、⊕ … 統合

※ … 参考として家庭的保育を含めた。

と呼んでいる。また、アメリカのナースリー・スクールは、近年保育所、幼稚園双方の性格をあわせもちつつある。

この他、制度的には確立していないが、多くの幼児を保育・教育している施設として、イギリスの私設保育施設、私設プレイ・グループ、アメリカのディ・ケア・センターなどがある(註)。

一方家庭の保育としては、フランスの託児家庭(Crèche familiale)、イギリスのチャイルド・マインダー制度、アメリカのファミリー・ディ・ケア・ホームなどがある。

註：アメリカの特別地域のディ・ケア・センターに対する補償教育(Compensatory education)の一部として1965年から開始されたヘッド・スタート・プログラムはとくに有名である。

5. 対象と年齢及び保育形態(第I図-4,5)

保育・教育の対象は、要保育乳幼児および就学前教育をうける幼児である。前者では、上述③のニーズ(働く母親をもつ乳幼児)に代表されるが、その範囲は国によっても異なり、経済・文化的にハンディキャップのある家庭環境を要保育性の中に含んでいる国も多い。後者では、さらに就学前1年は義務教育に準じて可能な限り入学させる場合(フランス、ハンガリー)、就学前1年を義務教育とする場合(スウェーデン)、幼児の段階から就学制度を採用している場合(イギリスのインファント・スクール)に分かれる。むしろ、両者を厳密に区別せず、要保育児を優先しつつ、保育・教育をすすめる例が最も多いといえる。

原則としては、所管分離・対象区分型がこの点で両者を峻別しているが、イギリスも日本と同様実態上は必ずしも原則通りとはいえない傾向がみられる。

年齢的には、所管分離・年齢区分型のうちフランスにおいては、託児所(Crèche)を利用する幼児のうち、2歳までではなく3歳まで延長している例が多くなっている。1グループのこどもの数が母親学校よりも少ないため、よりよい指導が得られることを親が期待するためといわれている。

保育にあたっては、上述のように3歳未満の乳幼児について施設保育を中心に実施している国(スウェーデン、ソ連)と、施設保育のみならず家庭の保育を重視している国(フランス、ハンガリー、イギリス、アメリカ)とがある。なお就学前教育の時期は、2歳からが最も早い(フランス、イギリス)。一方、アメリカでは義務教育就学年齢は州によって異なり、7歳からが最も多く36州、次いで6歳から(11州)、8歳から(5州)となってい

る。

つぎに、保育形態でみると、全日制および半日制に大別され、言うまでもなく前者は日本の保育所の性格をもったものに多く、後者は日本の幼稚園の性格をもったものに多い。

さらに、要保育乳幼児に対しては、日中のみならず夜間も開設し、宿泊可能な施設が設けられているところがある(フランス、ハンガリー、ソ連)。とくにソ連においては、家庭の事情などにより、1週間幼児を保育する形態などがみられる。

なお、スウェーデンのブレ・スクールは、全日制グループ、半日制グループおよび両者の混合グループに分けられている。

ところで、ハンガリー、ソ連の東欧諸国では、家庭における養育の機会を確保するため、とくに夏期は施設を閉園し、夏期休暇を親とこどもとが共に過せるよう配慮する形態をとっている。

6. 保育・教育施設の設置・運営主体(第I図-6)

保育・教育施設の設置運営主体は、フランスの母親学校が市町村の義務設置であることを除き、公私双方で設置・運営されている。このうち、所管が統合されたスウェーデンのブレ・スクールは、1975年から半日制グループについて市町村が設置を義務づけられている。日本の保育所の性格の施設のうち公立が多いのは、フランス、ハンガリーであり、私立が多いのはイギリス、アメリカである。また、日本の幼稚園の性格の施設では、アメリカの保育学校(上述したように、現在は保育所の性格が強まっている)を除き、すべて公立が多い。

私立では、特別の民間団体、企業(工場、病院を含む)が主なものであるが、ソ連では個人、宗教団体による設置・運営は認められていない。

以上、6か国の主要な保育・教育制度をその体系を中心として比較してきたが、以下各国の設置状況、運営の財源、運営費と保護者負担の動向および特徴について、やや具体的に第I表にまとめた。以下の事項については、単純に比較検討することは困難であり、背景となる社会経済文化的条件などとの関係で論ずるべき内容が多い。

7. 運営の財源(第I表-各国の(2))

制度的に確立している保育・教育施設では、国及び地方自治体が財源の一部乃至全部を負担しているのが通例であるが、ハンガリーでは、企業の設置・運営している託児所、ブレ・スクールは企業内の基金でまかなわれている。

一般的には、公費負担のうち、国庫負担よりも地方自

第I-1表 フランス

		(1) 設 置 の 状 況	(2) 運 営 の 財 源	(3) 運営費と保護者負担								
所管分離・年齢区分▽	託児所	(1971年) <table border="1"><tr><td></td><td>設 置 数</td></tr><tr><td>公 立</td><td>533か所</td></tr><tr><td>私 立</td><td>119</td></tr><tr><td>計</td><td>652</td></tr></table> 在籍児童数 29,720人 この時点で、託児所への要入所児童数は1万3,300人となっており、託児所の増設が課題となっている。		設 置 数	公 立	533か所	私 立	119	計	652	年間の財源負担 保護者負担 40% 国庫負担 10% 家族手当基金負担 20% 地方財政負担 30% 計 100%	(1973年のベリの例) 児童1人あたり日額 公立 32フラン (約2,100円) 私立 22フラン 約(1,500円) 保護者から保育費を徴収することを原則としており、左表のとおり平均40%を負担している。 1974年の例では、徴収額は、1日最低0.8フラン(54円)から最高25フラン(約1,670円)である。低所得家庭に対しては無料
		設 置 数										
公 立	533か所											
私 立	119											
計	652											
母親学校	人口2,000人以上の市町村は、住民の要求がある場合、母親学校を開設しなければならない。 2,000人未満でも、小学校に幼児学級を設けることができる。 在籍児童数約213万人 2歳人口の 22% 3歳人口の 72% 4歳人口の 93% 5歳人口の 100% この他小学校付設幼児学級がある。	(1) 建設費 国庫負担 80% 地方財政負担 20% (2) 運営費 地方財政負担 100% ただし、教員の給与のみ全額国庫負担である。	保育費は全額公庫負担であり、保護者からは徴収しない。 									

第I-2表 ハンガリー

		(1) 設 置 状 況	(2) 運 営 の 財 源	(3) 運営費と保護者負担
入所管分 離・年 齢区 分型 V	託 児 所	設置数 1915年 推定約 1,000 1968年 約35,000 1970年 約40,000 (公 立 73.5%) (企業立 26.5%) 入所率 5か月～3歳未満児の約10% このうち勤労婦人のこどもの割合は40%	公立施設の財源は、国庫及び地方財政負担であるが、地方財政負担の割合が高い。 企業立施設の財源は、企業内部基金でまかなわれる。	児童1人あたりの年間費用12,800フロイント(約166,000円)。この額は労働者の平均年収の約40～60%にあたる。 食費の一部分についてのみ、保護者はその収入やこどもの数に応じた額を負担する。 負担額の平均1日67フロイント(約80円)又は未熟練労働者の一時間当り収入の3分の2
	プ レ ・ ス ク ー ル	設置数 1970年 3,547 (公 立 90.2%) (企業立 9.8%) 全体の94%が24時間開設制である。 就学率 1971年現在3歳～6歳児の58.9% この年齢群のうち勤労婦人、母子家庭のこどもなど、優先される児童の殆どが通学している。また5歳児は、小学校の前段階として可能な限り入学している。	財源は、託児所と同様公立施設の場合は国庫よりも地方財政負担の割合が高い。 企業立施設の財源は、企業内部基金でまかなわれる。	児童1人あたりの年間費用4500フロイント(約59,000円)。この額は労働者の平均年収の約15～20%にあたる。 保護者の負担は託児所と同様である。

網野他・諸外国の保育（幼児教育）制度に関する研究

第I-3表 イギリス（連合王国）

	(1) 設置・状況	(2) 運営費の財源	(3) 運営費と保護者負担
入所 管 分 離 ・ 対 象 区 分 型 ▽	(1) 公立・篤志団体立保育所 設置数 63,466 児童数 23,200人 (2) 工業立保育所 設置数 77,000 児童数 2,400人 (3) 私設保育施設 設置数 108,782 児童数 21,000人 以上, 1972年, イングランド・ウェイルズ地方	民間篤志団体立に対しては90%程度が公庫で負担しているが、そのうち国庫負担の割合は低い。 このほか、多数の私設保育施設がある。	運営費は、1971年において、児童1人あたり日額2ポンド（約1,600円） 保護者から日額平均22～36ペンズ（約180～290円）を徴収している。 ただし、家庭の経済状況により減額徴収、あるいは全額無料となっている。
	(1) ナースリー・スクール 設置数 595 (公立 498 その他 97) 児童数 3,6006人 (全日制 15,288人 半日制 20,718人) (2) ナースリー・クラス —小学校に附設されている— 設置数 1,788 児童数 63,586人 (全日制 29,849人 半日制 33,737人) (3) インファント・スクール 5歳以上児全員入学 以上, 1971年 イングランド・ウェイルズ地方 (4) 私設プレイ・グループ 設置数約 7,000 児童数約 20万人 1972年	全額公費負担、そのうち国庫負担は約60% 建設費の単価 ナースリー・スクール 500ポンド（約401,300円） ナースリー・クラス 420ポンド（約337,100円）	運営費は1971年において児童1人あたり年額 ナースリー・スクール 220ポンド（約176,600円） ナースリー・クラス 130ポンド（約104,300円） 全額公費負担であり、保護者からは徴収しない。 しかし、給食費、治療費は実費徴収し、家庭の経済状況により、全額無料も考慮されている。 プレイ・グループの費用は保護者が負担する。

第I-4表 アメリカ(合衆国)

	(1) 設 置 状 況	(2) 運 営 の 財 源	(3) 運営費と保護者負担														
ハ 単 一 所 管 ・ 対 象 区 分 型	保 育 所 セツルメントの家、教会・社会センターなどにおかれる。 仕事をもつ母親のため家庭外で保育する場として、他にファミリー・ディ・ケア・ホーム グループ・ディ・ケア・ホームがある 設置状況(1970年) <table border="1"> <tr> <td>ファミリー・ディ・ケア・ホーム 保 育 所</td><td>710千人 575</td></tr> <tr> <td>計</td><td>1,285</td></tr> <tr> <td>同年の働く母親をもつ就学前児童数</td><td>4,500</td></tr> </table>	ファミリー・ディ・ケア・ホーム 保 育 所	710千人 575	計	1,285	同年の働く母親をもつ就学前児童数	4,500	1962年社会保障法で連邦政府から補助金が支給される 建設費については定員100人のセンターで約135,000ドル(37,395,000円) 1972年	児童1人あたり、年間1245～2320ドル(1969年)。別の資料によれば平均1632ドル(452,000円)である。 保護者の所得状況に応じて政府(連邦州市町村)は児童1人につき400～1,300ドル(111,000～360,000円)程度を負担する。 ファミリー・ディ・ケアの場合は3歳未満児童1人あたり1,423～2,375ドルかかる。(1969年)								
	ファミリー・ディ・ケア・ホーム 保 育 所	710千人 575															
	計	1,285															
同年の働く母親をもつ就学前児童数	4,500																
ナ ー ス リ ー ・ ス ク ー ル 保 育 学 校 な ど に 在 籍 数 (1972年) <table border="1"> <tr> <th>年 齢</th><th>在籍数</th><th>在園率</th></tr> <tr> <td>5</td><td>千人 64</td><td>% 1.9</td></tr> <tr> <td>4</td><td>704</td><td>21.1</td></tr> <tr> <td>3</td><td>507</td><td>14.7</td></tr> <tr> <td>計</td><td>1,277</td><td>12.6</td></tr> </table> 公立 396,000人(31%) 私立 881,000人(69%) 私立は、民間団体、共同、研究実験、教区、地域社会などで設けられている。	年 齢	在籍数	在園率	5	千人 64	% 1.9	4	704	21.1	3	507	14.7	計	1,277	12.6	公費負担のあるものは少ない。	幼児1人あたりの費用は年間500ドル(138,500円) 3歳児が週2日半出席する場合の計算による。 高額の保育料を保護者が負担する。
年 齢	在籍数	在園率															
5	千人 64	% 1.9															
4	704	21.1															
3	507	14.7															
計	1,277	12.6															
幼 稚 園 公立が多く、私立は少ない 人口2,500人以上の市町村の小学校に付設される。 幼稚園在籍数(1972年) <table border="1"> <tr> <th>年 齢</th><th>在籍数</th><th>在園率</th></tr> <tr> <td>5</td><td>千人 2,511</td><td>% 74.2</td></tr> <tr> <td>4</td><td>414</td><td>12.4</td></tr> <tr> <td>3</td><td>29</td><td>0.8</td></tr> <tr> <td>計</td><td>2,954</td><td>29.1</td></tr> </table> 公立 2,475,000人(83.8%) 私立 478,000人(16.2%)	年 齢	在籍数	在園率	5	千人 2,511	% 74.2	4	414	12.4	3	29	0.8	計	2,954	29.1	財政は州が負担するが市町村の中にはこれにさらに支出を加えている。	児童1人あたり年間平均783ドル(217,000円) 州によって最低438～最高1,237ドル(121,000～343,000円)支出される。 公立幼稚園は保護者の負担はない。
年 齢	在籍数	在園率															
5	千人 2,511	% 74.2															
4	414	12.4															
3	29	0.8															
計	2,954	29.1															

第I-5表 スウェーデン

		(1) 設 置 状 況	(2) 運 営 の 財 源	(3) 運営費と保護者負担																										
ハ所管統合・保健福祉省担当型▽	全 日 制 グ ル ー プ	就学前教育法施行以後の統計は不明である。旧体制下の統計資料はつぎのとおりである。 (1973年調査) 保育所児童数 54,257人 家庭保育所児童数 50,494人 就学前学校児童数 101,049人	1974年7月以降の運営助成金は年間1人あたり6,500クローナ（487,500円）とされている。 1975年1施設毎の建設助成金は児童1人あたり12,000クローナ（900,000円）に達した。 スウェーデン新聞掲載の全日制グループ運営の実際例 ・両親の年間収入 60,000クローナ（450万円） ・子ども2人に要する保育費 24,000クローナ（180万円） 計 100% 負担内訳 国庫補助 5,600クローナ（42万円）23.3% 両親の負担 4,400クローナ（33万円）18.3% 地方婦人税による控除 4,800クローナ（36万円）20.0% 地方住民負担額 9,200クローナ（69万円）38.3%	施設運営費は児童1人あたり年間9,000～15,000クローナ（675,000～1,125,000円）1日約36～60クローナ（2,700～4,500円）とされている。 保護者の費用負担額は親の収入と家庭の児童数により異なる。最低1日1～34クローナ（75～2,550円）程度である。 児童手当（0～16歳）収入と無関係に一律に支給。年額1,320クローナ（99,000円）																										
	半 日 制 グ ル ー プ	就学前教育施設在籍児童数及び在園率（1971年） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 齢</th> <th>在籍児童数</th> <th>在園率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>73,355</td> <td>59.4</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>24,469</td> <td>19.8</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>9,635</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>7,475</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,774</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>4,133</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>1以下</td> <td>2,212</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>127,053</td> <td>15.4</td> </tr> </tbody> </table> 可能な限り全日制グループに組み入れられるべきもの（併設）とされている。 人口稀薄地は分離半日制グループが設置される。 1975年7月から全6歳児に1年間の公教育を実施することとして各市町村当局に公立就学前学校の設置が義務づけられた。	年 齢	在籍児童数	在園率	6	73,355	59.4	5	24,469	19.8	4	9,635	7.8	3	7,475	6.1	2	5,774	5.0	1	4,133	3.8	1以下	2,212	2.0	計	127,053	15.4	1975年1月以降パートタイム制グループに対しても国庫助成を各市町村当局に行うことになった。 助成額は1966年5月と比較しての在籍児童増加数に対し1人あたり年額1,200クローナ（月額7,000円）である。 4～5歳児中の10%以内を占める特別な配慮を要する児童に対しても同額の補助がなされる。 1975年10月までに1施設毎に建設助成金として児童1人あたり3,000クローナ（225,000円）が支給されている。
年 齢	在籍児童数	在園率																												
6	73,355	59.4																												
5	24,469	19.8																												
4	9,635	7.8																												
3	7,475	6.1																												
2	5,774	5.0																												
1	4,133	3.8																												
1以下	2,212	2.0																												
計	127,053	15.4																												

第I-6表 ソ連

(1) 設 置 状 況		(2) 運 営 の 財 源	(3) 運営費と保護者負担																								
入所管統合・教育省担当型 保 育 幼 稚 園	1959年以来統合された形態の保育幼稚園へ移行しつつあるが現在では保育所（ヤースリ）幼稚園（デュツキーサート）保育幼稚園の三種がある。 国家、企業、施設、コルホーズ、協同組合その他の社会団体により設置されている。 保育幼稚園は絶えず増設されているが、施設不足が強く訴えられているのが現状である。 保育施設統計（単位千） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>施設数</th><th>児童数</th><th>保母数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1969</td><td>80.7</td><td>7,835</td><td>557.7</td></tr> <tr> <td>1970</td><td>83.1</td><td>10,000</td><td>600.0</td></tr> </tbody> </table> 在園率（単位千 *推定値） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>0～7歳児童数*</th><th>在園児童数</th><th>在園率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1970</td><td>33,972</td><td>8,099</td><td>23.8</td></tr> <tr> <td>1973</td><td>31,432</td><td>9,361</td><td>29.7</td></tr> </tbody> </table> 在園率は地域差があり都市部では高くレニングラード75%，モスクワ80%程度である。 保育幼稚園の算定基準 住民1,000人につき3歳児までの定員30～40人，3～7歳児の定員40～50人と算定される。 （参考） モスクワ・レニングラードでは300～350m²の規模で1住区がおさまり，その住区に必ず保育幼稚園（規模は280人程度のもの）が設けられる。	年度	施設数	児童数	保母数	1969	80.7	7,835	557.7	1970	83.1	10,000	600.0	年度	0～7歳児童数*	在園児童数	在園率	1970	33,972	8,099	23.8	1973	31,432	9,361	29.7	就学前教育施設の児童1人あたり月額33～40ルーブル（12,200～14,800円）が国協同組合、企業、施設団体から支出される。	保護者が負担する保育費は親の収入により異なるが月額2～12ルーブル50カペイカ程度（740～4,700円）で両親の負担する額は経費の15～25%程度である。 低所得層や多子の家庭では全額免除される。
年度	施設数	児童数	保母数																								
1969	80.7	7,835	557.7																								
1970	83.1	10,000	600.0																								
年度	0～7歳児童数*	在園児童数	在園率																								
1970	33,972	8,099	23.8																								
1973	31,432	9,361	29.7																								

第Ⅱ—1表 フランス

入所管
分
離
・
年
齢
区
分
型
Ⅴ

託
児
所

第Ⅱ-2表 ハンガリー

		(1) 保育の方針（方法と内容）	(2) 職 員								
△所管分離・年齢区分型Ⅴ	託児所	1. 定員規模と保育単位 1施設の定員は20～120人の範囲とする。 保育単位は1グループ10名とする。 2. 保育内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>グループ</th> <th>日 課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～9か月児</td> <td>体重測定—入浴—睡眠—朝食—おしめのとりかえ—日光浴、睡眠、遊び—昼食—遊び、睡眠—おしめとりかえ、夕食—あそび</td> </tr> <tr> <td>～1歳半児</td> <td>睡眠時間が短かく、あそびの時間を長くする。</td> </tr> <tr> <td>～3歳児</td> <td>睡眠は午後の約2時間のみ、可能な限り屋外でのあそび、身辺処理の自立をはかる。</td> </tr> </tbody> </table> 3. 動向 画一的保育（日課重視の一斉保育）を避け、連続的保育に心がけている。	グループ	日 課	～9か月児	体重測定—入浴—睡眠—朝食—おしめのとりかえ—日光浴、睡眠、遊び—昼食—遊び、睡眠—おしめとりかえ、夕食—あそび	～1歳半児	睡眠時間が短かく、あそびの時間を長くする。	～3歳児	睡眠は午後の約2時間のみ、可能な限り屋外でのあそび、身辺処理の自立をはかる。	1. 保母 1グループ（10名）に保母2名がつく。 将来は保母定数を4：1とする。 原則として1人6時間保育にあたる。資格は、就学前学校教員に準ずるが、健康教育専門高校卒業者も同等の資格を得る。 無資格保母は、0歳児に対する保育に補助職員としてつくほか、必要な時のみ採用される。 保母の賃金は低く、回転率は高い。 2. 所長 保母として最低2年以上勤務した看護婦資格取得者。 このほか、地域医師、調理員、用務員、会計担当員など。
	グループ	日 課									
～9か月児	体重測定—入浴—睡眠—朝食—おしめのとりかえ—日光浴、睡眠、遊び—昼食—遊び、睡眠—おしめとりかえ、夕食—あそび										
～1歳半児	睡眠時間が短かく、あそびの時間を長くする。										
～3歳児	睡眠は午後の約2時間のみ、可能な限り屋外でのあそび、身辺処理の自立をはかる。										
プレ・スクール	1. 教育単位 1グループ30名とし、年少児（～4歳）、年中児（～5歳）、年長児（～6歳）の年齢別に構成される。 2. 教育内容 日課は託児所の1歳半～3歳児グループとほぼ同様であるが、集団における自主性を尊重し、当番制を積極的に活用する。 （カリキュラム） ①社会、②算数、③体育、④美術、⑤歌唱、⑥音楽 ⑦文芸 託児所と同様1日3食が提供される。 3. 特徴と動向 (1) 集団生活を通じ、自立性や社会性を育て、社会主義教育の目標に沿い、義務教育に備える。 (2) 画一的教育を排し、集団の中の個人を尊重する。	1. 教員 1グループ（30名）に教員2名がつく。 1人6時間半ずつ担当する。就学前学校教員養成訓練所において高校卒業後2年間の専門教育を終了したもの、あるいは3年間の通信教育を終了したものが教員としての資格をもつ。 1970年現在、12,480人の教員のうち有資格者は89.9% このほか、補助教員（nanny）がいる。									

第Ⅱ-3表 イギリス（連合王国）

（資料）イギリス 英米二国第

		(1) 保育の方針（方法と内容）	(2) 職 員						
△所管分離・対象区分型▽	保 育 所	1. 定員規模 公立保育所の平均児童数は48人。 2. 保育方法 自由保育が多い。 3. グループ構成と主な保育内容 <table border="1"> <tr> <th>グループ</th> <th>保 育 内 容</th> </tr> <tr> <td>～2歳児</td> <td>身体発育、保健の重視 情緒的安定と知的刺激</td> </tr> <tr> <td>～5歳児</td> <td>年齢混合グループ又は家庭グループ別に構成される。 情緒的、社会的発達の促進。</td> </tr> </table> 3. 動向 (1) 2歳未満児については家庭養育重視、2歳以上児についてはナースリー・スクールによる教育との統合という意見が強い。	グループ	保 育 内 容	～2歳児	身体発育、保健の重視 情緒的安定と知的刺激	～5歳児	年齢混合グループ又は家庭グループ別に構成される。 情緒的、社会的発達の促進。	1. 保母 児童5名に1名の保母がつく。 保母の資格は通常16歳からの2年間保母養成学校の課程を終了し、国家保母試験に合格した場合に得られる。 主に2歳～5歳児の保育にあたる。主任保母は看護婦の資格をもっているものが多い。 2. 保母助手 現在保母2名に保育助手1名程の割合で、多くの保育助手が従事している。保育助手のための現任訓練が強化されつつある。 このほか、看護婦、教員など。
	グループ	保 育 内 容							
～2歳児	身体発育、保健の重視 情緒的安定と知的刺激								
～5歳児	年齢混合グループ又は家庭グループ別に構成される。 情緒的、社会的発達の促進。								
ナースリー・スクール ナースリー・クラス インファント・スクール	1. ナースリー・スクール・ナースリー・クラス (1) グループ構成と保育内容 <table border="1"> <tr> <th>グループ</th> <th>保 育 内 容</th> </tr> <tr> <td>～4歳児</td> <td>昼食、睡眠の時間が年少児と年長児で異なるほかは、ほぼ同じ内容。</td> </tr> <tr> <td>～5歳児</td> <td>筋肉運動的活動、創造的遊びの重視</td> </tr> </table> 2. 特徴 児童の独立性と自助を重んじ、遊びの空間、遊び道具、遊びの対象（児童との関係、教員との関係）も児童の自由な選択に任せる。教員はその活動に介入せず、援助することに心がけ、集団づくりや社会化の促進をはかる。 2. インファント・スクール (1) 特徴 義務教育ではあっても、教育方針についての国の影響力は少なく、各地方や各学校あるいは個々の教員の方針により、教材や教育方法が選択される。 全般に課題中心主義よりも児童中心主義である。 フレール、モンテッソーリ、ブルーナーに基づくものの外、自由保育も多い。	グループ	保 育 内 容	～4歳児	昼食、睡眠の時間が年少児と年長児で異なるほかは、ほぼ同じ内容。	～5歳児	筋肉運動的活動、創造的遊びの重視	教員 ナースリースクール、ナースリー・クラス、インファントスクールを通じて同じ資格の教員が教育にあたる。 一般に児童20名に有資格の教員1名がつき、その教員を現任訓練をうけた保育助手1名あるいは訓練中・未訓練の保育助手2名が援助する。 教員の資格は単科大学の3年間の養成課程を終了し、教員免許状を取得した場合に得られる。 1971年現在、イングランド・ウェールズ地方の教員の担当児童数の平均は13名となっている。	
グループ	保 育 内 容								
～4歳児	昼食、睡眠の時間が年少児と年長児で異なるほかは、ほぼ同じ内容。								
～5歳児	筋肉運動的活動、創造的遊びの重視								

第Ⅱ-4表 アメリカ(合衆国)

		(1) 保育の方針(方法と内容)	(2) 職 員
ハ 単 一 所 管 ・ 対 象 区 分 型	保 育 所	保育の目標と方法 保健教育福祉省他刊行のハンドブックに、身体的な不調や病気からの保護や敏速なケア、保育者と子どもとの持続的な情緒的関係の確立、ことばによる相互作用の促進、子どもが抑制を学ぶのを援助するなど18の原理がかかげられている。 保育内容 極めて教育的なプログラムをもっている所もあるが大多数は単に子どもを安全に管理しているにすぎない。 特徴・動向 3歳未満児を入所させている保育所は例外的である。このニーズは強いが、多くの州では3歳未満児を入所させる保育所を認めていない。保育所を教育的なものにしようとする考えが強くなっている。	保母1人に対する児童数 乳 児 3人：保母1人 幼 児 4人： ” 就学前児 5人： ” 他に事務員、清掃人をおく ファミリー・ディ・ケア 乳児4～5人：保母1人 幼児6人以下： ” 資格 資格はない。しかし最近連邦政府がこれら(保育学校・幼稚園助手を含む)職員の資格について検討中である。
	ナ ー ス リ ・ ス タ ー ル	グループの人数 3歳児 15人 4歳児 20人 クラス編成はできるだけ同年齢のもの 5歳児 20人 で行うことが望ましい。 教育目的 国による保育指針はないが、社会、情緒、運動、知的発達など全面にわたる成長発達をめざし、遊びを通して自発性の育成をはかる。同時に労働婦人と多忙な母親の子女を保護する。 保育内容 特別なカリキュラムの規制はない。内容は段階の差はあるが幼稚園とはほぼ同じで、朝の視診—自由遊び—トイレ・手洗い—話し合い・お話—ダンス・歌—おやつ—自由遊び—トイレ・手洗い—帰宅 8時間保育する全日制のものもあり保育所との区別がなくなっている。	1グループに教師1名、助手1名がつく 資格 多くの職員は特別の資格を有していない。むしろ有資格者が求められることは稀(例えば大学附属保育学校など)である。 職員の俸給が極めて低いことと関係している。
	幼 稚 園	1学級の児童数は25名までとされている。午前・午後の2部保育をしている所も少なくない。 保育内容 連邦が定めた指針はないが多くの州が幼稚園教育の指針を決めている。バサディナ市教育委員会が示した基準は ①社会生活 ②仕事の習慣 ③言語表現 ④音楽 ⑤美術 ⑥科学初歩 ⑦体育である。 教育の基礎はフレーベル、モンテッソーリ、デューイの影響を受けている。幼児の創造的活動としての自由遊びを保育活動の基礎として、他はその発展と考える。保育計画をたてない園も少なくない。 日課(ミズリー州・カンザス市) 開園・出欠・自由会話—作業・掃除・作品を示す—トイレ手洗い—戸外運動—休憩—音楽・歌・リズム—言語お話・詩・視聴覚教具—閉園	資格 ① 州の教員免許(当局がコースを設定し多くは7年免許が有効。その後は再教育をうけて更新する)に合格すること。 ② 大学・教育大学で4年制の初等教育学校教員となるコースで、教養基礎的学科・教職専門学科を履修すること。 ③ 多くの大学に幼児教育の大学院としてマスターコース(2年)ドクターコース(3年)がある。 全国に43,000人(男性教員はいない)1クラス平均児童数28人

第Ⅱ-5表 スウェーデン

第3-11頁

ハ所管統合・保健福祉省担当型

(1) 保育の方針方（法と内容）

(2) 職

員

1. グループ構成

6か月から2歳半までの乳幼児を保育するもの（グループの大きさは8～12人）

2歳半から7歳までの幼児を保育するもの（グループの大きさは10～12人）の混合グループにわけられる。

2. 各施設の収容児童定員数

グループ名	年 齢	最 大 人 数
全 日 制	乳幼児グループ	0:6～1:0 (4+6) 10人
		1:0～2:6 8
	混 合 グループ	3～4 12
		5～6 15
半 日 制	プレ・スクール	3～4 15
		5～6 20

3. 教育目的

子どもの社会的・情緒的・身体的知的発達のため適した条件を提供して、いろいろな方法で家庭を援助することにある。両親との緊密な連繋と協力は教育のための必要条件であると考えられている。

連合委員会は教育的働きかけの基準として ①子どもが発達し個人としての自我を安定させられるような状態を与えること ②子どもが環境との相互関連において伝達能力を発達させるのに適した施設であること ③概念形成の芽生えに必要な条件を整えることを示している。

4. 保育内容

自由遊び、創造的活動に特徴づけられる。主な活動として ①自立訓練 ②類別・実験 ③自然研究 ④料理 ⑤社会的活動の芽生え ⑥環境構成と役割遊び ⑦身体活動がある。

5. 日課

グループ	内 容
半 日 制 グ ル ー プ 5 ～ 6 歳	出席しらべー朝の集会—張り遊び— 他の材料で自発的遊び—手洗い—家 から持参の果物を食べる—タンブリ ン遊び—衣服着脱についての会話— 自分のコートを取って来て着る—戸 外で自由遊び
全 日 制 グ ル ー プ 0:6～2:6	登園—睡眠—散歩—昼食—睡眠—室 内・戸外遊び—おやつ—迎えが来る まで室内で遊ぶ

6. 保育方法

1) エリクソンとピアジェの理論を統合した考え方を基盤とする。

2) 対話教育とよばれる保育方法を採用している。対話教育は子どもと大人との間で、連続的な対話が内的・外的両面において感じ方・経験・知識などに関して相互に交わされることによって行われる。

資格

1) 保育所保母

義務教育修了後看護婦養成コースに入る前に1学期で終了する予備課程及び学齢以下の幼児のいる個人の家庭で育児実習を終えなければならない。全養成課程は34週であり大半は実習である。

2) 就学前学校教員

教員養成は2年間、義務教育に16週の施設での実習を加えた課程

俸給

保育所保母 月額 1,900 クローナ (142,000円)

就学前学校教員2,000～2,500 クローナ (150,000～187,500円)

第Ⅱ-6表 ソ連

ハ所管統合・幼稚園
教育省担当型V

(1) 保育の方針（方法と内容）	(2) 職 員																								
1. 施設の規模 最高280人（3歳未満80人，以上200人）とし，いく段階かのモデルがある。都市では140人以上（3歳未満40人，以上100人）の定員をもつよう指導されている。 1グループの人数 <table border="1" data-bbox="192 437 547 681"> <tr> <th>年 齢</th><th>人 数</th></tr> <tr> <td>0:2 ~ 0:9~10</td><td>15人</td></tr> <tr> <td>0:9~10 ~ 1:8</td><td>20</td></tr> <tr> <td>1:8 ~ 3</td><td>20</td></tr> <tr> <td>3 ~ 4</td><td>20</td></tr> <tr> <td>4 ~ 5</td><td>25</td></tr> <tr> <td>5 ~ 6</td><td>25</td></tr> <tr> <td>6 ~ 7</td><td>25</td></tr> </table> 2. 目的 子どもを健康に育て乳幼児期から集団生活によって全面的な発達を保障すると同時に婦人が国のあらゆる分野での活動に参加できるよう援助する。 保育内容 ソ連教育科学アカデミー，就学前教育研究所などによる「就学前教育要項」があり，それに基づいて教育が行われる。体育・知育・徳育・美育の分野が考慮され，子どもの発達に応じて，遊び，課業，労働など日常生活の活動の中で具体化・組織化して教育をすすめる。 3. 日課 <table border="1" data-bbox="192 1031 744 1471"> <tr> <th>グループ</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>1:0~1:6</td><td>健康観察・体温測定—遊び—朝食—遊び—散歩，空気浴と日光浴—課業—午睡—昼食—遊び・散歩・空気浴—小グループによる課業—水浴・午後食—午睡—夕食—遊び・帰宅</td></tr> <tr> <td>3~4歳</td><td>健康観察・遊び・朝の体操—朝食—遊び・散歩—課業—遊び・観察—水浴—昼食—午睡—遊び—午後食・散歩・遊び—夕食—帰宅</td></tr> <tr> <td>5~6歳</td><td>健康観察・遊び・日直・朝の体操—朝食—遊び・散歩—課業—遊び・観察・労働—水浴—昼食—午睡—遊び—午後食—散歩・園庭で遊び・労働—遊び—夕食—帰宅</td></tr> </table> 4. 保育方法 1) 教育的な働きかけを重視し「課業」が設けられ教授＝学習の形態で行われる。 2) 労働教育が重視される 3) 音楽・美術などに専門教師が，またメタジストが配置される。 4) 心理教育，生理学などの各分野からの基礎的な研究に基づき，乳幼児期の特徴を考慮しながら全面的な発達を促そうとする意図が強い。	年 齢	人 数	0:2 ~ 0:9~10	15人	0:9~10 ~ 1:8	20	1:8 ~ 3	20	3 ~ 4	20	4 ~ 5	25	5 ~ 6	25	6 ~ 7	25	グループ	内 容	1:0~1:6	健康観察・体温測定—遊び—朝食—遊び—散歩，空気浴と日光浴—課業—午睡—昼食—遊び・散歩・空気浴—小グループによる課業—水浴・午後食—午睡—夕食—遊び・帰宅	3~4歳	健康観察・遊び・朝の体操—朝食—遊び・散歩—課業—遊び・観察—水浴—昼食—午睡—遊び—午後食・散歩・遊び—夕食—帰宅	5~6歳	健康観察・遊び・日直・朝の体操—朝食—遊び・散歩—課業—遊び・観察・労働—水浴—昼食—午睡—遊び—午後食—散歩・園庭で遊び・労働—遊び—夕食—帰宅	職員定数 保育所では各グループに教師2名，助手2名幼稚園では教師1名，助手1名がつく。 職種 園長：全体の管理をし職員の任免権をもつ。勤務時間は8時間 教師：教育面のみ担当，6時間勤務2交替制 専門教師：音楽美術など専門に担当 メタジスト：教育省の年間プログラムを各園で具体化し，教師に徹底し指導する ニヤーニヤ：子どもの世話・掃除など担当7時間勤務 医師：子どもの病気予防と健康管理・給食の献立作成栄養指導 看護婦：毎朝の子どもの視診・病気の場合親・医師への連絡，7時間勤務 他に調理係，事務員をおく 資格 園長 ① 教育大学（5年）卒業 ② 専門学校卒業後教師経験を経て6カ月の専攻科を修了 教師 ① 中等学校（10年）卒業後大学（5年）の教育課程修了 ② 中等学校（8年）修了後専門学校（3年）課程を修了 ③ 中等学校（10年）卒業後専門学校の最後の2年間の課程を修了する メタジスト 中等学校（10年）卒業後大学（5年制）で教授法研究者になるための専門課程を修了する 給料 教 師 85～120ルーブル (32,000～45,000円) ニヤーニヤ 60ルーブル程度 (22,000円) 看護婦 平均90ルーブル (33,000円) 調理係 65ルーブル (24,000円)
年 齢	人 数																								
0:2 ~ 0:9~10	15人																								
0:9~10 ~ 1:8	20																								
1:8 ~ 3	20																								
3 ~ 4	20																								
4 ~ 5	25																								
5 ~ 6	25																								
6 ~ 7	25																								
グループ	内 容																								
1:0~1:6	健康観察・体温測定—遊び—朝食—遊び—散歩，空気浴と日光浴—課業—午睡—昼食—遊び・散歩・空気浴—小グループによる課業—水浴・午後食—午睡—夕食—遊び・帰宅																								
3~4歳	健康観察・遊び・朝の体操—朝食—遊び・散歩—課業—遊び・観察—水浴—昼食—午睡—遊び—午後食・散歩・遊び—夕食—帰宅																								
5~6歳	健康観察・遊び・日直・朝の体操—朝食—遊び・散歩—課業—遊び・観察・労働—水浴—昼食—午睡—遊び—午後食—散歩・園庭で遊び・労働—遊び—夕食—帰宅																								

治体の財政負担の割合が高いが、各国の実情はさまざまである。これは保育・教育に関する国と地方自治体の行政上の責任と役割の相違によっても生じている。しかし、具体的な施設の設置・運営、民間団体の施設設置の認可や指導・援助は地方自治体の業務となっている点は国際的にも共通の動向であるといえる。

なお、今回の調査の中で特徴的なものとしてあげられるのは、スウェーデンの例である。(第Ⅰ表の②)。ある全日制グループのプレ・スクールに通うことも2人に要する年間保育費24,000クローナ(約180万円)の負担内訳が示されているが、この中で全体の20%にあたる額が地方婦人税による控除額であり、一般的な地方財源負担とは区別して、直接保育費にあてられている。

8. 運営費と保護者負担(第Ⅰ表—各国の③)

各国の保育・教育施設に入所中の児童1人当りの運営費は、調査時点のレートで日本円に換算すると表に示されているような額となっている。

日額で示されている国では、フランスの託児所が、1973年時点で公立約2,100円、私立約1,500円、イギリスの保育所が1971年時点で約1,600円となっている。他の4か国を年額でみると(月額は12倍)、日本の保育所性格の施設では、ハンガリーが平均約166,000円、アメリカが1969年時点で平均約452,000円であり、幼稚園性格の施設では、ハンガリーが平均約69,000円、イギリスは1971年時点で、ナースリースクールが約178,000円、ナースリー・クラスが約104,000円、アメリカは1969年時点で、保育学校が平均約138,500円、幼稚園が平均約217,000円となっている。統合された施設では、スウェーデンの全日制プレ・スクールが年額675,000円～1,125,000円(1日2,700円～4,500円)、ソ連が年額約146,400円～177,600円となっている(註)。日額、月額、年額とに分かれ、また、各国の生活条件、物価水準などの相違により、比較は難しい。また、運営費の内訳も、保育費、人件費の他は不明確な点が多い。

保護者の費用負担は、日本の保育所性格の施設では、何らかの負担をすることが原則となっており、平均的なまた典型的な保護者の負担率は20%前後の国が多い。何れの国においても、保護者の所得状況や児童の数に応じて負担の割合が異っており、全額無料の制度が必ず含まれている。

一方、日本の幼稚園性格の施設では、フランス及びイギリスは公教育という性格に照らして、原則として保護者の費用負担はない。また、すべて公立のフランスの他にも、アメリカ、スウェーデンの公立施設では、保護者から費用を徴収していない。ハンガリーは保育・教育施設

を通じて同じ保護者負担のシステムをとっている。

次に、各国のこれら施設の保育方針(方法と内容)および職員についてまとめたものが第Ⅱ表である。

(註) 日本の場合は、1976年時点で、保育所の保育単価が月額約12,300円から33,400円、幼稚園は、年額公立136,900円、私立93,500円となっている。

9. 保育の方針(第Ⅱ表—各国の④)

(1) 児童の定員

保育・教育施設の定員数が定められている国は多い。しかし、日本の保育所性格の施設、幼稚園性格の施設にかかわらず、定員の規模は最低20人から最高200人までと広範囲にわたっている。

一方、グループ・学級の定員をみると、すべての国が原則として年齢別グループ・学級構成のシステムをとっている。定員数でみていくと、年齢やグループの種類にかかわらず一定数のもの(ハンガリーの託児所1グループ10人、プレ・スクール1学級30人)、年齢に応じて定員が変化するものに分かれている。日本の保育所性格の施設では、最高齢の幼児の定員でも15人以内となっている。日本の幼稚園性格の施設では、フランスが定員約40人である他は、20人乃至30人となっている。統合施設のうち、スウェーデンは15人乃至20人、ソ連は最高で25人と、その定員は少ない。

(2) 保育・教育担当職員と職員の定員(第Ⅱ表—各国の⑤)

保育・教育を担当する職員をみると、日本の保母および教員とはほぼ同様の職種があるが、その専門的資格要件は、第Ⅱ表の⑤に示されているように、養成体系による相違がみられるものの、専門学校、大学卒業の資格、あるいは検定試験合格の資格を有することが条件となっている。しかし、アメリカのみ保母の資格要件が定められておらず、他国の定めているような水準の有資格者はきわめて少ない。現在、アメリカでは保母の資格取得制度を検討中であるといわれるが、他国では、さらに世話人、助手などの資格制度も強化しつつある。

これらの職員の定員は、すべての国についての調査が不可能であったが、おおむね、日本の保育所性格の施設では、児童と職員の比は5:1以内となっており、また日本の幼稚園性格の施設では、助手を含めて10:1乃至15:1となっている(註)。

なお、この外、専門職員としては、看護婦、地域医師(嘱託)などがおかれている国が多い。

(註) 日本では、保育所の児童と職員の比は、3歳未満児6:1、3歳児20:1、4歳以上児30:1であり、幼稚園の教員は1学級(原則として40人以下)に少

なくとも専任教員1人である。

(3) 保育・教育方法(第Ⅱ表-各国の(1))

保育方法は、モンテッソーリ、フレーベル、デューイ、そして近年はブルーナー、ピアジェ、デクロリー、エリクソンなどの教育学、心理学的方法論がとり入れられているが、また一方では、伝統的な教科主義や課業主義から、児童中心主義の保育教育方法の影響も強くみられてきている。とくに、幼児の保育・教育の歴史の長いフランス、ハンガリーにおいて、主要な流れであった伝統的あるいは画一的な方法のみならず自由なあるいは児童中心の保育・教育方法もとり入れられつつある。一方、スウェーデンでは、エリクソンとピアジェ理論を統合

した方法や対話教育法が重視され、ソ連では、課業保育・教育が中心となっている。

保育・教育の内容は、第Ⅱ表の(1)のとおりであるが、低年齢段階での健康、安全への留意、年齢をおって、生活習慣の確立そして、情緒的、知的、社会的発達を通しての全面的発達を配慮している点は共通にみられるところである。

IV 保育・教育をめぐる社会経済的条件

各国の保育・教育をめぐる社会的、経済的条件の主要なものについて、国際統計資料を参考のために示すと、第Ⅲ表のとおりである。

第Ⅲ表 各国の社会・経済統計資料

1. 婦人就業率 年齢層別女性総人口に対する女性経済活動人口の割合

国	日 本	フランス	ハンガリー	イギリス	アメリカ	スウェーデン	ソ 連
調査年	'70	'68	'70	'71	'70	'70	'70
年齢層							
15~19	37.5	31.3	49.1	55.7	29.2	29.3	
20~24	70.8	62.3	66.2	60.1	56.1	53.3	
25~29	45.1	50.7	65.3	43.1	45.4	49.0	
30~49	57.3	43.2	68.2	55.3	49.5	51.2	
50~54	60.9	45.3	56.6	58.6	52.0	50.3	
55~59	53.7	42.3	29.2	50.7	47.4	41.1	
60~64	43.3	32.4		28.0	36.1	25.7	
65~	19.6	8.2	9.3	6.3	10.0	3.2	
総 数	39.1	28.0	38.6	23.9	29.5	29.9	45.3

(資料「ILO労働統計年鑑」)

2. 年齢層別総労働人口に対する女性労働人口の割合

国	日 本	フランス	ハンガリー	イギリス	アメリカ	スウェーデン	ソ 連
調査年	'70	'68	'70	'71	'70	'70	'70
年齢層							
15~19	49.1	41.4	50.6	46.7	41.4	45.9	
20~24	46.1	41.9	41.2	39.8	42.8	45.1	
25~29	31.7	33.2	39.7	30.3	33.7	34.7	
30~49	37.6	30.5	42.8	36.0	35.6	35.0	
50~54	43.5	34.4	41.3	38.9	37.9	35.3	
55~59	40.0	35.7	28.5	36.6	37.4	31.9	
60~64	36.2	36.0		27.0	36.0	26.1	
65~	31.5	40.3	32.0	34.5	35.9	20.8	
総 数	39.1	34.5	41.2	36.5	37.2	35.4	50.5

(資料「ILO労働統計年鑑」)

網野他・諸外国の保育（幼児教育）制度に関する研究

3. 平均世帯人員

国	日 本	フランス	ハンガリー	イギリス	アメリカ	スウェーデン	ソ 連
調 査 年	'70	'68	'73	'71	'70	'70	'65
人 員 数	3.7	3.1	3.0	2.9	3.2	2.6	3.7

(資料「UN統計年鑑」)

4. 1人当り国民所得（ドル）

国 年度	日 本	フランス	ハンガリー	イギリス	アメリカ	スウェーデン	ソ 連
'74	3,497	5,037	('63) 1,448	('73) 2,817	6,030	6,693	3,908

(資料「UN統計年鑑」)

5. 家計収支

	調査年	期間	通貨 単位	収入 総額	支出 総額	支出の割合				消 費 支出総額	消費支出の割合					
						消費 支出	所得 税	社会 保険 費	そ の 他		飲 食 費	住 居 費	光 熱 費	設 備 維 持 費	被 服 費	雑 費
日 本 1) 2)	'74	月	円	209,299	163,929	88.6	6.3	4.9	0.1	145,306	31.0	6.0	3.4	5.1	10.7	43.9
フ ラ ン ス 1) 3)	'56~'57	年	フ ラ ン	—	8,767	97.4	2.6	—	—	'66 15,553	43.4	4.7	3.9	8.8	10.8	23.4
ハンガリー 1) 3)	'69	月	フォリン	* 1,385	—	—	—	—	—	* 1,345	42.9	12.3	* 9.1	14.5	21.2	—
イギリス 1) 3)	'68	週	シリング	500	587	85.0	11.0	3.7	0.3	'67 499	30.5	12.7	6.2	7.8	9.2	33.6
アメリカ 3)	'60~'61	年	ド ル	6,719	6,671	80.9	11.8	3.7	3.6	5,396	26.3	12.3	3.9	9.7	9.5	33.3
スウェーデン ソ 連	'58 —	年 —	クローナ —	— —	14,790	76.3	20.3	—	3.4	13,357	31.4	11.6	2.6	7.7	13.8	32.9

1) 現金収入のみ 2) 人口5万以上の都市 3) 全世界

* フランス：一部の非消費支出を含む ハンガリー：1人あたり 設備維持費は人件費を除く

(資料「ILO労働統計年鑑」)

なお、52年度においては、欧米以外の諸国を主として、諸外国の保育・教育制度の比較研究を継続し、ならびに、乳幼児の保育・教育の効果に関する研究をすすめる予定である。

〔主な参考文献〕

1. "The care of well children in daycare centres and institutions"
WHO, 1963
2. "Day care: resources for decision" Day Care & Child Development Council of America, Inc.
3. "Care of children of working Parents"
OECD, 1974
4. "World survey of pre-school education"
UNESCO 1976
5. UNESCO「世界の初等教育」教育資料調査会,
1964

6. 小川正通他「世界の幼児教育」啓林館, 1976
7. International monographs on early child care".

No. 1: Early child care in Hungary

No. 2: Early child care in Sweden

No. 3: Early child care in USA

No. 5: Early child care in Britain

No. 6: Early child care in France

Special issue of ECDC, 1972~1974

8. ザルーシスカヤ編「新版就学前教育」

新読書社, 1973

9. 自治体問題研究所編「ソビエトの保育」

自治体研究社, 1974

10. アクサリナ「ソビエトの社会保育」

新読書社, 1976